

電力量認証申請書類作成上の留意事項 (太陽光発電ファーム以外)

本資料は、「グリーン電力量認証申請ガイドンス」の補足として、太陽光発電ファーム以外の電力量認証申請書類の作成において、留意していただきたい事項を記載した資料です。

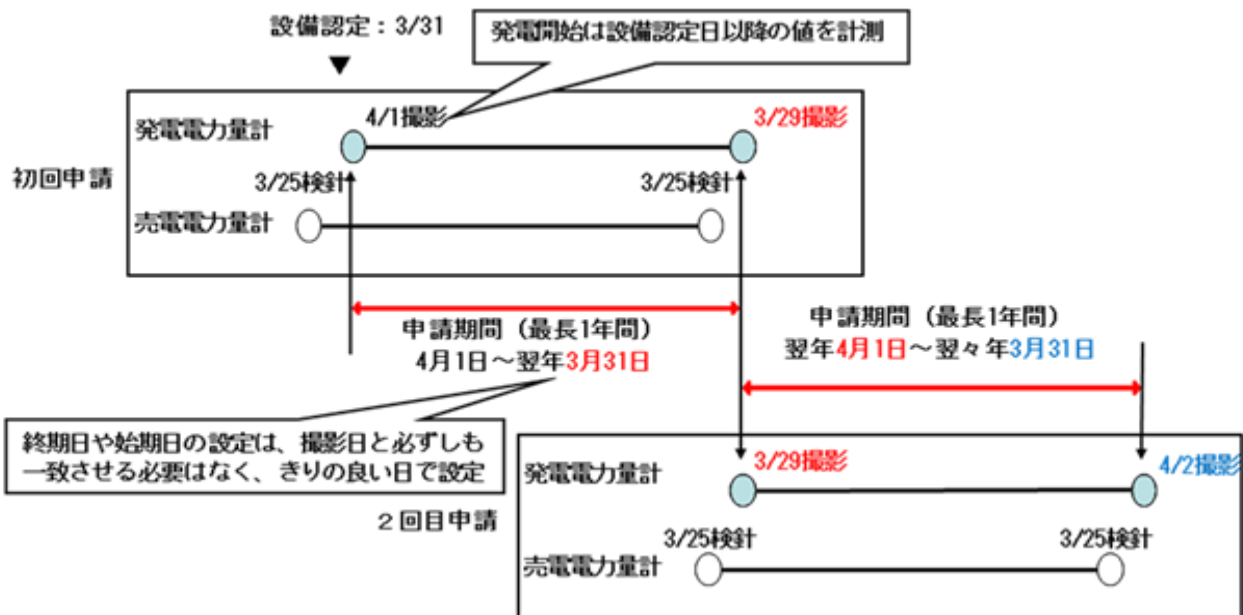
申請にあたっては、本資料をご確認いただいた上で申請書類を作成し提出してください。

(1) 電力量認証申請時に提出する書類

- グリーン電力認証申請書（事務取扱要領 附属書7）
- グリーン電力認証対象電力量報告書（同 附属書8）
- グリーン電力受け入れ実績報告書（同 附属書9）
- 認証可能電力量の確認方法（同 附属書10）
- 認証可能電力量計算書 ※申請者ごとに、かつ申請書ごとに異なる様式

〔留意事項〕

- 申請書類については、プログラム化された審査書にて審査を行いますので、捺印版の申請書を提出される前にプログラム化された申請書及びエビデンス類を電子メールにて機構へ送付してください。
- 「認証申請書」の捺印版については、プログラム申請書とともに送付（紙媒体としての提出は不要）されてもかまいませんが、審査の段階で修正の必要が生じた場合は、再度押捺の上訂正版を提出して頂くことになります。
捺印版を後で提出される場合は、一次審査にて問題がないと判断した場合に機構より連絡いたしますので、それを受けてから押捺の上、電子メールにて送付して頂くことになります。なお、申請書を修正し提出される際には、当初の申請日付を変更しないでください。
- 「認証対象電力量報告書」の対象期間の『始期日』については、前回電力量認証申請の『終期日』と重複しないように、前回『終期日』の翌日となります。
『終期日』については、発電電力計と売電電力計の終期が同一日であればその日とし、異なった場合は発電電力計の終期日を優先してください。
なお、撮影日が4月1日ではなく、例えば3月29日に撮影した場合であっても、対象期間については、今回認証申請の『終期日』は3月31日とし、次回認証申請の『始期日』は4月1日としてもかまいません。



- 「認証可能電力量の確認方法」及び「認証可能電力量計算書」については、発電設備認定において承認された「認証可能電力量の確認方法」をエクセル形式でプログラム化していますので、「認証可能電力量の確認方法」の算定方法が変更になった場合は「認証可能電力量の確認方法」及び「認証可能電力量計算書」の見直しが必要となりますので、認定済発電設備変更申請を行ってください。

なお、認証可能電力量の算定に影響がない軽微な変更については不要です。

- 補機使用電力量を計量器によらず補機の容量と稼働時間により算定するものについては、補機の容量当が変更になった場合は「認証可能電力量計算書」の変更が必要となるため、認定済発電設備変更申請を行ってください。
- 実際の認証可能電力量の算定は、別紙の「認証可能電力量計算書」を用いることとなりますので、「認証可能電力量計算書」の青枠内の数値について記載してください。
なお、青枠以外は数式が記載され自動計算することになっており、シート保護されています。
- 「認証可能電力量の確認方法」の算定における端数処理は、発電電力量については切捨て処理を、売電電力量及び補機使用電力量等については切上げ処理を行った上で認証可能電力量を算定し、最終的に小数点以下は切捨て処理としています。

(2) 認証可能電力量の確認のためにエビデンスとして提出する書類

A-1. 発電電力量のエビデンス ①発電電力量計の場合

○始期の発電電力量計（検定済計量器）の写真

○終期の発電電力量計（検定済計量器）の写真

〔留意事項〕

- 設備認定日以降、電力量認証申請の始期となる検定済発電電力量計の写真を撮影し提出してください。

なお、設備認定時に検定済計量器を未設置で設置予定としていた場合は、設置後に計器 No、（製造番号）と有効期限が確認できる写真を撮影し、初回電力量認証申請時に提出してください。

また、設備認定日を始期とする場合は、設備認定の通知を受けた後に計量器の写真を撮影したことがわかるよう、撮影時間まで記載してください。

- 電力量認証申請の終期となる同じ発電電力量計の写真を撮影し提出してください。
なお、発電電力量計の終期の指示数については、次回電力量認証申請における始期の指示数となります。

このため、2回目以降の電力量認証申請において、前回電力量認証申請における発電電力量計の終期の写真を今回の始期の写真として使用する場合は、始期としての発電電力量計の写真の提出は不要です。

- 写真撮影においては、指示数、計器 No、（製造番号）が容易に判読できるように撮影するとともに、撮影者、撮影日時を記入してください。

計量器の写真を下方より撮影した場合、計量器カバーの反射等により指示数等の判読が難しく、またゴミの付着や表面の汚れにより読み値を誤った例もありましたので、指示数、計器 No、が判読できる写真を撮影してください。

指示数や計器 No、等の判読が難しく、また撮影日時や撮影者が確認できないなど、証拠書類として不適正と判断される場合は、認証できませんのでご注意ください。

なお、写真については拡大して確認しますので、JPEG 等拡大できるファイルで提出してください。

- 検定済計量器の有効期限が切れていないか確認してください。

過去に、有効期限切れが発覚したため、後日認証を取り消した例があります。

なお、有効期限が切れていた場合でも、有効期限月末までの発電電力量については申請可能です。

- 対象期間内に計量器を取替えた場合は、旧計量器の取外指示数および新計量器の取付指示数が必要になりますので、取外計量器の終値の指示数、計器 No.が確認できる写真及び取付計量器の始値の指示数、計器 No.、検定有効期間が確認できる写真に、取替日（＝撮影日）を記載して提出してください。

過去に、対象期間内に計量器を取替えた際、取外計量器の終値としての指示数の写真を撮影していなかったため、認証可能電力量の算定対象外とした例がありましたので、取替えを行

う際には、取外計量器の終期値の写真と取付計量器の始期値の写真の両方を撮影し提出してください。

- 初回電力量認証申請における発電電力量計の指示数（初期値）については、小数点以下切上げ処理してください。

2回目以降の電力量認証申請における発電電力量計の指示数については、小数点以下切捨て処理してください。

ただし、発電電力量の計測が一旦途切れて継続していない場合や、計量器の取替え等により再度初期値を設定する場合は、初回申請と同様に発電電力量計の指示数は小数点以下切上げ処理してください。

なお、デジタル表示で明確に小数点以下まで明示されている場合は、小数点以下を含めた指示数を用いることができます。

A-2. 発電電力量のエビデンス ②運転月報の場合

○運転月報

〔留意事項〕

- 申請対象期間を確認するための発電期間や認証可能電力量を算定するための発電電力量が確認できる運転月報を提出してください。
- 運転月報には、作成者（発電事業者名、作成部署名、担当者名等）を記載してください。記載されていない場合は、発電事業者による数値確認を行った旨のエビデンスを提出してください。

B-1. 売電電力量のエビデンス ①検針票の場合

○始期の電力会社発行の売電電力量検針票（写し）

○終期の電力会社発行の売電電力量検針票（写し）

○売電電力量自動検診データ（電力量実績表）

〔留意事項〕

- 電力量認証申請の始期値となる電力会社発行の売電電力量検針票（写し）を提出してください。
- 電力量認証申請の終期値となる電力会社発行の売電電力量検針票（写し）を提出してください。

なお、売電電力量検針票の終期の指示数については、次回電力量認証申請における始期の指示数となります。

このため、2回目以降の電力量認証申請において、前回電力量認証申請における売電電力量の終期の検針票（写し）を今回の始期の検針票（写し）として使用する場合は、始期としての売電電力量計の検針票（写し）の提出は不要です。

- 検針票（写し）につきましては、始期月と終期月のみとし、途中月の検針票（写し）の提出は不要です。

なお、始期又は終期となる検針票（写し）が提出できない場合は、当該月の検針日や指示数が確認できる翌月の検針票（写し）に代えることができます。

- 提出された発電者の売電電力量検針票について、指示数や検針日等の数値の判読が困難なものもありますので、売電電力量検針票の写しをファックス等で収集される場合や検針票の写真をメール等で収集される場合は、記載内容（指示数、計器 No.、期間、検針日、電力会社名等）が容易に判読できるような写しや写真を収集し提出してください。

なお、証拠書類として不適正と判断される場合は、認証できませんのでご注意ください。

- 検針票の代わりに自動検針データを使用する場合には、集計した電力量実績表について電力会社が確認を行った旨の記載が必要となりますが、記載できない場合は、電力会社による数値確認を行った旨のエビデンスを提出してください。

B-2. 売電電力量のエビデンス ②売電電力量計の場合

○始期の売電電力量計の写真

○終期の売電電力量計の写真

〔留意事項〕

- 電力量認証申請の始期値となる売電電力量計の写真を撮影し提出してください。
- 電力量認証申請の終期値となる売電電力量計の写真を撮影し提出してください。

なお、売電電力量計の終期の指示数については、次回電力量認証申請における始期の指示数となります。

このため、2回目以降の電力量認証申請において、前回電力量認証申請における売電電力量計の終期の写真を今回の始期の写真として使用する場合は、始期としての売電電力量計の写真の提出は不要です。

- 写真撮影においては、指示数、計器 No.（製造番号）が容易に判読できるように撮影するとともに撮影者、撮影日時を記入してください。

計量器の写真を下方より撮影した場合、計量器カバーの反射等により指示数等の判読が難しく、またゴミの付着や表面の汚れにより読み値を誤った例もありましたので、指示数、計器 No. が判別できる写真を撮影してください。

指示数や計器 No. 等の判読が難しく、また撮影日時や撮影者が確認できないなど、証拠書類として不適正と判断される場合は、認証できませんのでご注意ください。

- 対象期間内に計量器を取替えた場合は、旧計量器の取外指示数および新計量器の取付指示数が必要になりますので、電力会社発行の計器取替のお知らせもしくは売電電力量検針票（取外時、取付時の指示数が分かる資料）の写しを提出してください。
- 売電電力量計の指示数については、小数点以下切捨て処理してください。

なお、デジタル表示で明確に小数点以下まで明示している場合は、小数点以下を含めた指示数を用いることができます。

- 初回電力量認証申請時に、売電電力量計の写真と併せて、売電電力量検針票（写し）を提出してください（2回目以降の申請では、原則として売電電力量検針票は不要です）。

C-1. 補機使用電力量のエビデンス ①補機電力量計の場合

- 始期の補機電力量計の写真
- 終期の補機電力量計の写真
- 運転月報

〔留意事項〕

- 設備認定日以降、電力量認証申請の始期となる補機電力量計の写真を撮影し提出してください。

なお、設備認定日を始期とする場合は、設備認定の通知を受けた後に計量器の写真を撮影したことがわかるよう、撮影時間まで記載してください。

- 電力量認証の終期となる補機電力量計の写真を撮影し提出してください。

なお、補機電力量計の終期の指示数については、次回の電力量認証申請における始期の指示数となります。

このため、2回目以降の電力量認証申請において、前回電力量認証申請における補機電力量計の終期の写真を今回の始期の写真として使用する場合は、始期としての補機電力量計の写真の提出は不要です。

- 写真撮影においては、指示数、計器 No, (製造番号) が容易に判読できるように撮影するとともに撮影者、撮影日時を記入してください。

計量器の写真を下方より撮影した場合、計量器カバーの反射等により指示数等の判読が難しく、またゴミの付着や表面の汚れにより読み値を誤った例もありましたので、指示数、計器 No, が判別できる写真を撮影してください。

指示数や計器 No, 等の判読が難しく、また撮影日時や撮影者が確認できないなど、証拠書類として不適正と判断される場合は、認証できませんのでご注意ください。

- 対象期間内に計量器を取替えた場合は、旧計量器の取外指示数および新計量器の取付指示数が必要になりますので、取外計量器の終値の指示数、計器 No.が確認できる写真及び取付計量器の始値の指示数、計器 No, が確認できる写真に、取替日 (=撮影日) を記載して提出してください。

過去に、対象期間内に計量器を取替えた際、取外計量器の終値としての指示数の写真を撮影していなかったため、認証可能電力量の算定対象外とした例がありましたので、取替えを行う際には、取外計量器の写真と取付計量器の両方を撮影し提出してください。

- 補機電力量計の指示数については、小数点以下切捨て処理してください。

なお、デジタル表示で明確に小数点以下まで明示している場合は、小数点以下を含めた指示数を用いることができます。

- 運転月報をエビデンスとする場合、申請対象期間を確認するための補機の稼働期間や認証可能電力量を算定するための補機使用電力量が確認できる運転月報を提出してください。

- 運転月報には、作成者 (発電事業者名、作成部署名、担当者名等) を記載してください。

記載されていない場合は、発電事業者による数値確認を行った旨のエビデンスを提出してください。

C-2. 補機使用電力量のエビデンス ②補機容量×稼働時間の場合

○運転月報

〔留意事項〕

- 補機使用電力量の算定のために使用する補機の容量や稼働時間等のデータが確認できる運転月報を提出してください。
なお、発電設備認定時又は認定済発電設備変更時に承認された補機容量と同一であるものとします。
また、補機の稼働時間については、補機使用電力量の算定に使用されている稼働時間と一致しているものとします。
- 運転月報には、作成者（発電事業者名、作成部署名、担当者名等）を記載してください。
記載されていない場合は、発電事業者による数値確認を行った旨のエビデンスを提出してください。
- 補機使用電力量の算定で、補機の容量に稼働時間を乗じた数値とする場合、容量や稼働時間の合計値は端数切上げ処理を行ってください。

D. バイオマス関連のエビデンス

○運転月報

○分析結果報告書

○バイオマス比率報告書（RPS法上のバイオマス比率）

〔留意事項〕

- 「認証可能電力量の確認方法」に記載された補機使用電力量の算定のために使用するバイオマス燃料の投入量や助燃剤の投入量等の各種データが確認できる運転月報を提出してください。
- 運転月報には、作成者（発電事業者名、作成部署名、担当者名等）を記載してください。
記載されていない場合は、発電事業者による数値確認を行った旨のエビデンスを提出してください。
- 認証可能電力量の算定には、実際に投入したバイオマス燃料と助燃剤との比率（バイオマス比）を用いることとし、「バイオマス比率報告書」については、傍証として提出してください。
- バイオマス比率の算定については、燃料の使用量、発熱量等の根拠を帳簿に記載し、毎月1回バイオマス比率を算定し、提出してください。
なお、月毎ではなく申請期間を通して化石燃料比率が40%未満であることを判断の対象とします。
- バイオマス比率については、端数切捨て処理を行ってください。

以 上

附 則（2018年8月1日制定）

1. この留意事項は、2018年8月1日より施行する。

附 則（2019年4月1日改定）

1. この留意事項は、2019年4月1日より施行する。
2. バイオマス比率の算定は、FIT制度に合わせ毎月1回算定する旨記載した。